

○ 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年 3 月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2 事業の内容 本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。なお、1の水利施設整備事業及び2の畑地帯総合整備事業の事業にあつては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第3の2に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める事業を併せて一体的に実施できるものとする。 1 水利施設整備事業 基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強、農地集積・集約化に資するパイプライン化、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、流域治水に資する整備、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための整備及びこれらに関連する事業 2・3 （略） 第7 事業の申請等 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日（<u>令和7年度</u>においては、<u>令和7年10月末日</u>）までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、保全高度化整備計画及び農村振興局長が	第2 事業の内容 本事業は、次に掲げるものとし、その具体的な運用については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。なお、1の水利施設整備事業及び2の畑地帯総合整備事業の事業にあつては、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）第3の2に掲げる事業のうち農村振興局長が別に定める事業を併せて一体的に実施できるものとする。 1 水利施設整備事業 基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強、農地集積・集約化に資するパイプライン化、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、<u>洪水調節機能の強化等の</u>流域治水に資する整備、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための整備及びこれらに関連する事業 2・3 （略） 第7 事業の申請等 1 都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日（<u>令和5年度</u>においては、<u>令和5年10月末日</u>）までに、事業採択申請書、事業計画概要書（土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づき事業を行う場合に限る。）、保全高度化整備計画及び農村振興局長が

別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合においては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに保全高度化整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを基に事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

2 （略）

別に定める書類（以下「事業採択申請書等」という。）を、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、都道府県以外が本事業を実施しようとする場合においては、事業実施主体は、都道府県知事の指定する期日までに保全高度化整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを基に事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

2 （略）

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正規定は、令和7年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和6年度以前の歳出予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。